

■最近の話題を考える“知財NEWS” 知財トピックス (2016. 6)

報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」の発表について

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、特許庁が設置した産業構造審議会知的財産分科会の情報普及活用小委員会が、先月、発表した報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」についてです。

http://www.jpo.go.jp/shoukai/choukan/201605_saranaru.htm

この報告書は、特許情報（特許公報などの情報）の普及活用施策について、特許庁の「あり方」を提言するものです。

報告書では、

1. 特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方
 2. 法的検討も要する公報のあり方
 3. 中小企業への情報普及施策のあり方
- について提言しています。

この中で、実務上、気になる記載がありました。それは、現在の公報では「住所の情報」が全て開示されていますが、将来的には、概括的な記載にすべきではないか、という部分です。現在は、以前と異なり、個人情報保護が重要となって、また電子情報として個人情報が簡易に検索できる。ということを見ると、しょうがないのかなと、思います。

あと、個人的に楽しめた記載は、以下の表です。

公報名称	発行媒体の変遷	紙	CD-ROM	DVD-ROM	インターネット	現 状
特許・実用新案公報	明治22年～(特) 明治38年～(実)		平成6年1月～	平成16年7月～	平成27年4月～	原則週1回(水)発行 設定登録から約6～7週で発行
公開公報	昭和45年～		平成5年1月～	平成16年1月～	平成27年4月～	原則週1回(木)発行 出願から1年6月経過後
登録実用新案公報			平成6年7月～	平成16年1月～	平成18年1月～	原則週1回(木)発行 設定登録から約3～4週で発行
意匠公報	昭和8年～		平成12年1月～		平成19年1月～	原則週1回(月)発行 設定登録から約4～5週で発行
商標公報	明治22年～		平成12年1月～		平成22年1月～	原則週1回(火)発行 設定登録から約4～5週で発行
公開・国際商標公報			平成12年2月～		平成22年1月～	原則週1回(火)発行 出願から約2～3週で発行
審決公報	大正13年～		平成12年1月～		平成27年4月～	原則月1回(最終金)発行
特許庁公報 (公示等 等)	昭和25年～				平成27年4月～	発行日は種類により異なる 原則月1回

特許庁作成

図 I-5 発行している公報種別とその変遷

私は、この業界に平成2年からいますから、この公報の変遷を全て経験しています。

当初の紙の公報は、特許庁か、地域の発明協会に行かないと、閲覧もコピーもできませんでした。それが、現在では、自宅でいつでも無料で自由に閲覧できるようになりました。

インターネットで、公報がいつでも無料で検索できるというのは、今では、当たり前ですが、当時は、かなり感動したことを覚えています。

こうしてアクセスしやすくなった特許情報は活用しないと絶対に損です。当然、皆さんは既に活用されているものと思いますが、この機会に、より活用して頂ければと思います。

以上